

審 査 基 準

A - a - 1
令和 7 年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 条第 1 項（第 4 条第 3 項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：風俗営業の許可
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項（許可の基準）、第 5 条第 1 項（許可申請の手続） 令第 6 条（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準） 添付書類府令第 1 条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 規則第 1 条（許可申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 6 条の 2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第 6 条の 3（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第 7 条（構造及び設備の技術上の基準）、第 8 条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第 9 条（風俗営業の許可申請の手続）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話052-951-1611 内線3184)
備 考： 「風営適正化法」及び「法」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)を指す。「令」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)を指す。「添付書類府令」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(昭和60年総理府令第 1 号)を指す。「規則」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第 1 号)を指す。法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年11月28日警察庁生活安全局）第12を参照すること。